

平成26年分の所得税の確定申告と平成27年度の市・県民税の申告の受付が始まります。市内の受付会場は市役所です。2月27日(金)のみ須山支所でも受け付けます。市役所会場と須山支所会場では受け付けできないものもありますので、ご注意ください。2月16日(月)から2月25日(水)までは、税理士による無料税務相談所を開設しますので、ご利用ください。毎年、申告初日や午前中は申告会場が大変混み合います。できるだけ混雑を避けてご来場ください。
※市・県民税の詳細は1月15日号をご覧ください。



課税課市民税係

995-1810

沼津税務署

922-1560(代)

〒410-8686

沼津市米山町3-30

沼津税務署会場は、キラメッセぬまづ 市内の受付会場は、市役所と須山支所

●キラメッセぬまづ

(プラサ ヴェルデ内 2階市民ギャラリー)

沼津市大手町1丁目1-4

と き / 2月12日(木)～

3月16日(月)

※(土)・(日)を除く 9時
～17時

※混雑状況により、早
めに受付を終了する
ことがあります。

※期間中、沼津税務署内では申告書の作成指導は行
いません。国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)から所得税の確定申告書を簡単に作成でき
ますのでご利用ください。



●市役所会場 (4階401会議室)

と き / 2月16日(月)～3月16日(月)

※(土)・(日)を除く 9時～12時・13時～16時

●須山支所会場 (2階大会議室)

と き / 2月27日(金) 9時～12時・13時～15時

※市役所会場、須山支所会場のいずれも番号札を8
時30分から配布します。混雑時は、午前中に来
ても午後の受付となる場合があります。

市役所・須山支所では受付できない方

市役所会場と須山支所会場では、次の方の確定申告
の受付ができません。「キラメッセぬまづ」で申告して
ください。

- 青色申告の方
- 事業(営業・農業)所得、譲渡(土地・建物・株式
など)所得の申告をする方
- 分離課税の所得の申告をする方
- 不動産所得の収支内訳書が完成していない方
- 雑損控除の申告をする方
- 国外に居住する方の扶養控除を申告する方
- 平成26年中に入居を開始した住宅の住宅借入金等
特別税額控除を申告する方
- 住宅ローンなどを利用しない住宅の新築、改修に係
る税額控除を申告する方
- 過年分の申告をする方
- 消費税・贈与税の申告をする方
- 申告書の控えに税務署の收受印が必要な方

※そのほか市職員では判断できない場合や、申告書
の作成に長時間を要する場合は、キラメッセぬま
づ会場にご案内します。

※市役所会場と須山支所会場で、申告書が作成済み
で提出のみの方の書類をお預かりします。その際
には職員が復興特別所得税の記入漏れがないか確
認します。

確定申告が必要な方

● 事業・不動産・譲渡所得などがある方

事業をしている方や不動産収入のある方、土地や建物を売った方などで、平成26年中の所得金額の合計額から所得控除を差し引いて計算した税額が、配当控除額と年末調整により受けた住宅借入金等特別控除の合計額よりも多い方

● サラリーマン（給与所得者）で、①～④のいずれかに該当する方

- ① 給与の年間収入が2,000万円を超える方
- ② 給与所得や退職所得以外の所得の合計が20万円を超える方
- ③ 2カ所以上から給与を受け、年末調整されなかった給与収入額と退職所得以外の所得との合計が20万円を超える方
- ④ 同族会社の役員などで、その会社から給与のほかに貸付金の利子、店舗などの賃貸料や使用料の支払いを受けている方

※所得が少なく確定申告が必要ない方や、給与所得以外の所得が20万円以下で確定申告が必要ない方も、市・県民税の申告は必要です。

● 公的年金所得がある方

公的年金等の年間収入が400万円以下で、その他の所得金額が20万円以下の場合、確定申告は必要ありませんが、所得税の還付を受けるための申告書を提出することができます。

※確定申告が不要でも、公的年金以外の所得（給与所得のみの場合は除く）がある場合は、市・県民税の申告は必要です。

税理士による無料税務相談所を開設

事業所得を申告する方（所得金額が300万円以下で消費税の基準期間の課税売上高が3,000万円以下の方に限る）も受け付けます。

と き／2月16日(月)～2月25日(水) ※(土)・(日)を除く
9時30分～12時・13時～16時

ところ／市役所4階401会議室

※番号札を8時30分から配布します。混雑状況により、早めに受付を終了することがあります。

※税理士によるe-Tax送信を行います。利用者識別番号が分かる場合はお持ちください。

確定申告に必要なもの

- 給与・年金の源泉徴収票
- 収支内訳書、青色決算書など
- 生命保険料・地震保険料などの控除証明書
- 国民健康保険税などの納付済額のお知らせや社会保険料の年間支払額が分かるもの
- 国民年金や国民年金基金の社会保険料控除証明書
- 障害者控除を受ける方は、身体障害者手帳や療育手帳など障がいの程度が確認できるもの
- 医療費の領収書、また保険などで補てんされた金額がある場合はその金額のわかる書類

※医療費の集計は必ず済ませてお持ちください。

- 印鑑（認め印）
- 口座番号の分かるもの ※新たに口座振替で所得税を納付する方は銀行印も必要です。
- ◆平成25年分の確定申告書・収支内訳書の控えなどをお持ちいただくと便利です。

所得税の確定申告をすれば税金が還付になる方

次のような場合には、サラリーマンでも確定申告をすると源泉徴収された所得税が一部還付されることがあります。

- ① 住宅ローンなどを利用して、住宅を新築、購入、増改築した場合
要件に当てはまれば住宅借入金等特別控除を受けることができ、一定の期間、所得税の一部が軽減されます。1年目に確定申告をすると、2年目以降は年末調整でも控除が受けられます。
- ② 病気やけがなどで多額の医療費を支払った場合
病気やけがなどで支払った一定金額以上の医療費は、医療費控除として所得から差し引くことができます。支払った医療費のうち保険などで補てんされた金額を差し引いた金額から、10万円または総所得金額の5%のいずれか少ない金額を引いた額が医療費控除の対象となります（限度額200万円）
- ③ 年の途中で退職し会社などで年末調整をしなかった場合
- ④ 災害や盗難にあった場合
- ⑤ 寄附金を支払った場合

復興特別所得税をお忘れなく！

平成 25 年から平成 49 年までの各年分の確定申告は、所得税と復興特別所得税を併せて申告しなければなりません。復興特別所得税はその年分の基準所得税額の 2.1% です。昨年は復興特別所得税の記入・計算漏れが多くありましたので、忘れずに申告をお願いします。

消費税と地方消費税の確定申告

平成 26 年 4 月 1 日を含む課税期間の消費税と地方消費税の確定申告を提出する場合は、消費税率の引き上げに伴い、適用税率ごとに区分して計算する必要があります。

介護保険の介護認定を受けている方へ 障害者控除を受けるための証明を発行

介護保険法の介護認定を受けている方やその方を扶養している方で、確定申告で障害者控除を受けるため障害者控除対象者認定書が必要な方は介護保険課へご相談ください。

市から介護保険法の介護認定を受けている方でも、確定申告で障害者控除を受けるためには、障害者控除対象者認定書の交付を受けなければなりません。

☎介護保険課 995-1821・障がい福祉課 995-1820

自宅から確定申告

電子申告 e-Tax<イータックス>のご利用を！

e-Tax を利用すると、自宅などからインターネットで所得税の確定申告ができます。e-Tax を利用するには、事前に電子証明書付き住民基本台帳カードと IC カードリーダーが必要で、住民基本台帳カードと IC カードリーダーをお持ちでない場合でも、申告書の作成、印刷はできます。

《e-Tax のメリット》

1. 自宅からネットで申告
e-Tax は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、自宅からネットで提出（送信）できます。確定申告期間中は 24 時間提出（送信）できます。
2. 添付書類の提出省略
医療費控除の領収書や源泉徴収票などは、その記載内容を入力して送信すれば、これらの書類の提出や提示を省略することができます（法定申告期限から 5 年間、税務署から書類の提出や提示を求められることがあります）。
3. 還付が書面申告と比べてスピーディー
e-Tax で申告された還付申告は 3 週間程度で処理されます。

教えて、 医療費控除！

多額の医療費を支払った場合、申告すると所得税が減額になる…

自分や自分と生計を一にする配偶者とそのほかの親族のために支払った医療費があるときは、次の算式によって計算した金額が所得金額から差し引かれます。

$$\boxed{\text{その年中に支払った医療費①}} - \boxed{\text{保険金などで補てんされる金額②}} - \boxed{\text{10万円または総所得金額の5\% (いずれか少ない額) ③}} = \boxed{\text{医療費控除額 (最高200万円)}}$$

《計算例》

支払った医療費 50 万円 ……………①
 保険などで補てんされた金額 20 万円 ……………②
 総所得金額 500 万円 …………… A
 医療費控除以外の所得控除の合計額 200 万円 …… B

まず、総所得金額(A)の5%を計算します。

500万円(A)×5%=25万円 …………… C

次に、(C)と10万円を比較します。

25万円(C)>10万円 →10万円 ……………③

医療費控除額を計算します。(最高 200 万円)

50万円(①)−20万円(②)−10万円(③)=20万円(④)

		医療費控除をしない場合	医療費控除をする場合
総所得金額	A	500万円	500万円
所得控除の合計額 (B+④)	D	200万円	220万円
課税される所得金額 (A−D)	E	300万円	280万円
所得税額 (E×10%−97,500円)	F	202,500円	182,500円
復興特別所得税 (F×2.1%)	G	4,252円	3,832円
税金の合計額(F+G)		206,700円	186,300円

医療費控除をすると206,700円−186,300円=20,400円の減額となります。

※軽減される税額は、適用される税率により異なります。